

出産サポートタクシー 利用助成事業のご案内

妊産婦さんの不安を解消し、安心して出産を迎えることを支援することを目的として、健診や出産の際の産科医療機関へのタクシーの利用料金を助成します。

対象者

松田町に住民登録されており、母子健康手帳をお持ちの妊産婦さんで、産科医療機関までの交通手段のない方

助成内容

出産のための入退院時のタクシー利用料金
妊産婦健診のための通院時のタクシー利用料金
※1回の乗車につき10,000円まで
(超過分は、利用者負担となります。)



利用方法

- Step1** 「松田町出産サポートタクシー利用申込書」により、申し込み
方法1 子育て健康課の窓口で申し込み
方法2 郵送による申し込み(松田町松田惣領2037)
方法3 電話による申し込み(☎0465-84-5544)
- Step2** 「松田町出産サポートタクシー利用券」の交付を受ける
- Step3** 裏面の協力タクシー会社のタクシーを利用し、降車の際、運転手さんにタクシー利用券を渡す

留意点

- *タクシー券の再発行はできませんので、大切に保管をお願いします。
- *出産後2か月にあたる日まで利用できます。
- *タクシーを呼ぶ際は、「松田町出産サポートタクシー利用券を使いたい」と伝えるとスムーズです。
- *緊急車両ではありませんので、法定速度で走行します。
- *24時間対応してくださるタクシー会社さんもありますが、タクシーの待機場所、他のお客様対応等でお迎えまでに時間がかかる場合があります。
- *利用者の都合で有料道路を利用した場合の有料道路代は、自己負担となります。
- *妊産婦さん以外の方のみでの利用はできません。
- *協力タクシー会社以外での利用はできません。



問合せ先

子育て健康課 健康づくり係
☎0465-84-5544

協力タクシー会社

タクシー会社名	連絡先	受付可能時間	営業区域
松田合同自動車（株）★	0120-40-1714	6：30～0：30	小田原交通圏
小田原報徳自動車（株）★	0120-22-4155	24 時間	小田原交通圏
太陽自動車（株）	0120-22-4155	24 時間	小田原交通圏
箱根モビリティサービス（株）	0120-158-513	7：00～0：30	小田原交通圏
秦野交通（株）	0463-81-6766	5：30～1：30	県央交通圏
（株）愛鶴★	0570-01-1190	5：00～2：00	県央交通圏
神奈中タクシー（株） 秦野営業所★	0570-077-030 0463-30-5330	24 時間	県央交通圏

★のタクシー会社では、事前登録が可能です。ご希望の方は、直接タクシー会社にご相談ください。

〈注意！〉

出発地点もしくは到着地点は、協力タクシー会社の営業区域内でご利用ください。

（パターン 1） 松田町の自宅から小田原方面の医療機関に行く場合
 小田原交通圏のタクシー会社の利用 ⇒⇒⇒ ○
 県央交通圏のタクシー会社の利用 ⇒⇒⇒⇒ ×

（パターン 2） 松田町の自宅から秦野伊勢原方面の医療機関に行く場合
 小田原交通圏のタクシー会社の利用 ⇒⇒⇒ ○
 県央交通圏のタクシー会社の利用 ⇒⇒⇒⇒ ○